

農地法第4条許可申請添付書類一覧

<必要書類（共通）>

- (1) 申請地の登記事項証明書（全部事項証明書、3か月以内） (原本1通)
- ①申請地の相続権者が未登記の場合
申請者が真正な権利者であることが確認できる書類
・遺産分割協議なし（戸籍謄本、住民票、相続関係図等） (原本1通)
・遺産分割協議済み（遺産分割協議書類一式（戸籍謄本、印鑑証明書等）、相続関係図等） (1通)
- ②土地所有者の現住所と登記事項証明書の所有者の住所が異なる場合
住所のつながりが確認できる書類（戸籍の附票等） (原本1通)
- (2) 市街地図（申請地の位置を図示） (1通)
- (3) 申請地及び付近の地番を表示する図面（地籍図） (1通)
- ※法務局の証明がないものには、余白に取得日、取得方法を記入し、取得者が記名押印すること。
- (4) 申請地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面（配置図等）（施設の面積、位置、構造及び施設間の距離、排水施設、擁壁の断面、接道等を記入。縮尺200分の1～2,000分の1） (1通)
- (5) 資金計画を確認できる書類
残高証明、融資証明等 (1通)
- (6) 農用地区域指定の有無の確認書（農業振興地域の整備に関する法律）
確認書<農林課で発行> (原本1通)
- (7) 水利権者、隣接農地所有者等の同意、調整内容が確認できる書類
協議経過報告書等 (1通)
- (8) 土地選定理由書（申請者が記名押印） (1通)

<必要書類（該当事由別）>

- (9) 申請地が土地改良区域内にある場合
土地改良区の意見書（土地改良区） (原本1通)
- (10) 転用区域内に公用の道水路を包含している場合
公用廃止、払下げ手続等を了していることを証する書類 (原本1通)
- (11) 転用目的に係る事業が他の法令等に基づく許認可を要する場合
- ①開発許可事案（一般個人住宅、事務所、工場等）
都市計画法第29条許可に係る事前協議書の写し<審査指導課で発行> (1通)
- ②開発許可不要事案（社会福祉施設等）
都市計画法第29条第1項第2号～第11号のいずれかに該当する場合
事前協議書について（回答）の写し又は開発許可協議の奥書の写し (1通)
- ③宅地造成規制区域内の場合
宅地造成等規制法第8条許可に係る事前協議書の写し (1通)
- ④茨木市北部丘陵地区における土地の形質の変更等に関する指導要綱の対象となる行為（宅地造成、土地の掘削、盛土、切土、土石の採取等）を行う場合
協定書の写し<下水道施設課との協議> (1通)
- ※都市計画法第29条許可、宅地造成等規制法第8条許可に該当する場合は、「協定書の写し」は不要
- ⑤その他採石法、森林法、砂防法等、他法令等との調整が必要な場合

担当課との調整結果に基づき別途協議

(12) 工期が6か月以上の場合

工事計画書（工事種別〈造成・建築・工作物〉ごとに着手から完了時期までを記載） (1通)

(13) 一時転用の場合

・一時転用計画書（指定用紙あり） (1通)

・土地貸借契約書の写し (1通)

(14) 転用面積が2,000㎡以上の場合

・申請地の現況写真（各方向から撮影） (1通)

・撮影方向を示した地図 (1通)

(15) 一筆のうち一部を転用する場合（所有権移転を伴わない場合）

地積測量図 (1通)

<目的別による追加必要書類>

(1) 露天駐車場、露天資材置場その他の露天系の場合

・利用計画書（記載事項の指定あり。内容によって修正使用） (1通)

・利用計画図（区画及び番号、資材の種類ごとに実測の入った配置、排水施設、擁壁の断面、接道等を記入） (1通)

・申請面積の合計が500㎡以上の場合、「開発行為に該当しない旨の証明書」（審査指導課で発行）の写し (1通)

※開発行為に該当しない造成工事により宅地造成等の許可を受ける場合は、「開発行為に該当しない旨の証明書」は不要

①事業用の場合

現事業所と申請地との位置関係図（縮尺を明示したもの） (1通)

②申請者が事業を営むに当たり他法令の許認可が必要な場合

業の許認可証の写し (1通)

③貸駐車場、資材置場の場合

設置要望書、利用者の車検証、法人登記事項証明書、定款の写し（現行の定款であることを記し社印を押すこと。）等 (1通)

(2) 農家住宅の場合

・現在の耕作状況一覧表（指定用紙あり） (1通)

・都市計画法第29条第1項第2号に該当する旨の記載がされた開発許可協議の奥書の写し (1通)

(3) 農業用倉庫の場合

・農業用倉庫利用計画書（指定用紙あり） (1通)

・都市計画法第29条第1項第2号に該当する旨の記載がされた開発許可協議の奥書の写し (1通)

(4) 植林の場合

・植林計画書（指定用紙あり） (1通)

・周囲の土地利用現況図 (1通)

★公的機関の発行する証明書等は、**発行日から3か月以内**のものを添付してください。

【注意】賃借権が設定されている農地については、事前に解約の手続きを行ってください。

茨木市農業委員会072-620-1677 [R041219更新]